

令和2年11月

第6回人吉市議会（臨時会）議案

人吉市

令和2年11月第6回人吉市議会（臨時会）提出案件

議案番号	件	名
議第119号	令和2年度	人吉市一般会計補正予算（第11号）
議第120号	財産の取得について	
議第121号	財産の取得について	

議第120号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 市内小学校タブレット端末購入 |
| 2 | 種類及び数量 | タブレット端末 858台 |
| 3 | 取得価格 | 39,639,600円 |
| 4 | 契約の相手方 | 人吉市鬼木町759番地1
イクストライド株式会社
代表取締役 岡村 健志 |

令和2年11月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

予定価格2,000万円以上の財産を取得するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年人吉市条例第1号)第3条の規定により、議会の議決が必要である。

議第 1 2 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 市内中学校タブレット端末購入 |
| 2 | 種類及び数量 | タブレット端末 845台 |
| 3 | 取得価格 | 39,039,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 人吉市鬼木町759番地1
イクストライド株式会社
代表取締役 岡村 健志 |

令和2年11月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

予定価格2,000万円以上の財産を取得するときは、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年人吉市条例第1号)第3条の規定により、議会の議決が必要である。

